

平成23年度第5回

さっぽろ食の安全・安心推進委員会  
条例検討専門部会

議 事 録

日 時：平成24年3月22日（木）午後2時開会  
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

## 1. 開 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、ただいまから、平成23年度第5回さっぽろ食の安全・安心推進委員会条例検討専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます保健所食の安全推進課の宮原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

委員総数6名全員が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、事務局の方には関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、いつもは、開会に当たりまして、部長の方からごあいさつをさせていただいておりましたけれども、本日が最後の部会という予定をしておりますことから、後ほどにさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ◎資料確認

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料は、事前にお送りしておりますが、いま一度、ご確認いただきまして、不足等がございましたら事務局の者にお知らせください。

また、上から、会議の次第、座席図、委員名簿、資料1、資料2-1ですけれども、こちらの方は、文言を一部修正いたしましたので、新しいものを置いております。それから、資料2-2と、本日、参考資料といたしまして、自主回収に係る札幌市の取り扱い要領と自主回収制度についての参考資料をお配りしております。

なお、皆様ご承知のように、本日は、報道機関の方もお見えになっておりますが、この会議は札幌市情報公開条例第21条の規定によりまして、原則、公開することとしております。配付資料、議事録は、後日、札幌市のホームページなどにそのまま掲載する予定でございますので、ご了承願います。

また、いつものように、ご発言は、挙手の上、お近くのマイクをお使いになるようお願いいたします。

では、これ以降の会議の進行につきまして、大西部会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○大西部会長 こんにちは。

それでは、早速、議事を進めてまいります。

本日の議題は、前回の会議の振り返りのほか二つあります。

本日の終了時刻は15時30分を予定しておりますので、皆様方のご協力をお願いいた

します。

前回まで、条例の制定に向けまして、さまざまなテーマで広くご議論いただいたところ  
であります。きょうの会議も、今回でひとまず最終回ということで、いよいよこれまでの  
意見を取りまとめた報告書素案の検討に入ります。検討報告書（案）、資料2-1という  
ものがお手元にあるかと思えます。

本日は、主に、その検討報告書素案の構成、内容についてどうかということや、報告書  
に入れる内容に漏れがないかどうか、最終的なご確認を含めてお願いしたいと思えます。

今回も、これまで同様、皆様には、ぜひ積極的にご発言をいただきたいと思ってお  
ります。

それでは、一つ目の議題であります、これまでの会議の振り返りについて、内容等の訂  
正、分類または記載漏れなど、お気づきの点がありましたら、ご意見をいただければと思  
います。

ご意見をいただく前に、参考としまして、横置きのものですが、資料1について事務局  
より説明をお願いいたします。

○事務局（重永） 食の安全推進課食品保健係の重永と申します。

私の方から、これまでの意見概要の取りまとめについてご説明をさせていただきたい  
と思えます。

今までに4回、今回を含めると5回にわたり、検討をしていただきましたけれども、  
これまでに出てきた意見を資料1にまとめさせていただいております。いただいた意見は、  
三つに分類させていただいたのですが、一つ目は条例についての基本的な考え方、二つ目  
は主体者の役割、三つ目は札幌市に求める具体的な取り組みという形でそれぞれ落とし込  
んでいるものでございます。

まず、条例についての基本的な考え方ということですが、一番最初に検討していただき  
ましたこととして、条例の必要性についてです。こちらにつきましては、例えば、消費者  
の立場からすると、やはり消費者を保護してくれるものとして必要であるという意見や、  
事業者側の立場としても、業界全体を守るためにも、こういう条例の必要性はあるので  
はないかという意見をいただき、おおむね条例は必要であるという意見だったかと思  
います。

また、条例が必要だとした上で、その目的あるいは目指す方向についてもさまざまな  
ご意見をいただきました。まとめたものとしては、「こんな条例があるから札幌に住  
みたい」といったものや、「まちづくりを推進したい」とか、「札幌市として食の安全・安  
心を充実させる」ということはもとより、「都市としての機能、価値、魅力を高めるよ  
うな条例にしたい」といった、札幌らしい条例を目指していきたいという形でご意見を  
いただいているところでした。

また、札幌らしさを考えるにあたって、札幌市の特色はどういうものがあるかという  
ことですが、大きいものは、札幌市は消費地あるいは観光都市であるということが主  
な意見だったかと思えます。例えば、「道産品を消費する消費地である」ということや、

「道産品を使用した加工産業も多い」ということです。また、北海道全体の農業とはまたちょっと性質が異なるものとして、「都市型の農業を推進している」という特色が挙げられていたかと思えます。その中で、北海道の一部として、全体の良いイメージの恩恵を受けている部分もありますので、そういったものについての配慮も必要ではないかというご意見をいただきました。

そのほか、食の安全に関する法令につきましては、まず、食品衛生法という法律がございます。ですから、食品衛生法と範囲が重複するようなことはなるべく避け、あるいは、事業者の方に対する規制以外の手法も広く取り込んでやっていきたいと思いますというご意見がありました。また、その条例の実際の対象についても、行政、事業者、消費者の3者がいる中で、特にどこについて強くやっていくというような優先順位等を設けるわけではなく、互いに同じ方向を向いて取り組んでいこうということを基本スタンスにしましょうという形で取りまとめしていただいたところです。

そして、実際に具体的な内容になりますが、まず、主体者となる市、事業者、消費者の役割についてご説明いたします。まず、札幌市、行政の責務としまして、いただいた意見のうち主なものを挙げさせていただきますと、例えば、主に札幌市に情報の問い合わせをしたいというときに、どの部署に、だれに聞けばいいのかがよくわからないということや、行政で行っている啓発活動などの内容があまり一般の消費者まで伝わっていないということもありまして、行政として、情報提供の方法とか、食の安全・安心にあまり関心がないような消費者をどのように取り込んでいくかということが、課題として挙げられておりました。

また、事業者側の責務といたしましては、一番大きい意見としましては、消費者の方から質問等があった際に、その質問に対してきちんと責任を持って正しく答えられるようにしてほしいということです。例えばアレルギーの関係もそうですが、お店にいろいろ聞いたときに、はっきりとした回答が返ってこないことがあるので、そういったことがないように責任を持ってやってほしいということです。これは、例えば、飲食店等で働いているアルバイトの方等を含めた従業員教育の徹底ということも含めてやっていただきたいという意見がございました。

最後に、市民の皆さん、消費者の方の役割ということになります。近年のクレームなどを見てまいりますと、かなり理不尽なものや、昔であれば家庭の中で培われてきたような一般常識のようなものを欠いているような消費者もいるという話、また、自ら正確な情報を求めてきちんと取捨選択できるような消費者になることが理想的であるという話がありました。

今回のような条例の中で、消費者の方に、自分たちにも役割があるということ認識していただくのがよろしいのではないかとこのまとめになっております。

三つ目としては、実際に、条例において札幌市に求める具体的な取り組みの内容についてです。

具体的な内容としまして、まず一つには、条例の名称についてご意見をいただいているところがございます。

条例の名称については、他都市の条例等を見てまいりますと、かなり画一的な部分もあるものですから、そういった部分について、もう少し独自性のあるものもいいのではないかというご意見をいただいております。ただ、あくまで条例ですので、中身に誤解を受けやすいような、あまり突拍子もないものはちょっとまずいかもしいかなということ、愛称のような副題を何かつけて、親しみやすく市民の皆さんに知ってもらおうということは非常に重要ではないかという意見でございます。

また、その条例について、他都市の条例等とも比較していく中で、基本的な要素としまして、外部委員会の設置については、今現在、要綱で規定させていただいております「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」について、条例の中できちんと明記していくことで、より根拠が明確になってくるので、これは良いのではないかということでした。それから、附属機関からの意見をもとに、年度計画、基本的な計画を策定して取り組んでほしいということがありました。

そのほかとして、大きい点として、「経済・観光への寄与」という部分については色々なご意見をいただいたところです。例えば、札幌スイーツの売り込みとか、海外からの観光客の皆さんへも、札幌市がやっていることをPRできるようなものが盛り込まれると魅力的になるのではないかという意見をいただいております。

また、「公表」につきましても、さまざまなご意見をいただいております。やはり、消費者の立場としては、消費者が求める知りたいという情報は積極的に公表をしていただきたいという意見がまず一つあったところです。その一方で、営業者の立場としては、自主的に公表していくということとは違って、行政という機関が公表することにはどうしてもペナルティ的な要素が付きまってくるので、風評被害などのリスクについては慎重に考えていただきたいということでもございました。

そういったいろいろな意見があった中でも、例えば健康被害の懸念があるとか、そういった緊急事態等についてはしっかりと公表していくことが望ましいだろうということもありました。しかも、その際に、例えば市長の判断でということをも明記するような形で責任を明確にしていくということも重要なことではないかというご意見をいただいたところがございます。

また、それにも少し関連しますが、リスクマネジメントということで、特に、法令で想定されていないような緊急の事態が発生した際の対応については、条例の中にしっかりと具体的に、こういったことをやりますという流れを盛り込んで、スタンスを明確にしていくことが望ましいという意見をいただきました。

そのほかとしましては、例えば、積極的な情報発信ということで、行政の側から、どこに行けば正しい情報がもらえるのかということもワンストップで分かるように整備してほしいということや、食に関する学習機会の充実ということで、いわゆる地域ぐるみで、食

文化ということを含めて、食の安全・安心に関する教育を充実させていきたいという話がありました。

また、最後になりますが、実効性の確保としまして、いわゆる罰則というお話もございましたが、そういった事業者に負荷をかけるばかりではなくて、例えば、今現在、「しょくまる」という制度がございますけれども、こういうものを有効的に活用して、誘導的な手法も盛り込んで実効性を確保していくということが大事ではないかという意見をいただいているところだと思います。

以上になります。

○大西部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明を踏まえまして、ご質問、ご発言を賜りたいと思います。

ご自由にお願ひいたします。どなたからでも結構です。

○行方委員 今回、まとめということで読ませていただきまして、非常によくまとまっているなと思って感心いたしました。私は、今までの会議の中で思いつきそのまま発言させていただいて、ご迷惑な面もあったのではないかと反省しているのですけれども、これが実行されていくような形になっていくのであれば、すばらしいものになるのではないかと期待しました。

以上です。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大宮委員、いかがですか。

○大宮委員 私も、行方委員と同じ意見なのですけれども、きれいにまとまったなと思って感心しました。

私の方からつけ加えることは特にないのですけれども、強いて言うなら、一番右側の、札幌市に求める具体的な取り組みの下から三つ目の括弧の食に関する学習機会の充実というところですか。例えば、一番上の食という基本的なことについては、地域ぐるみで食文化や食育を含めて学んでいくことが望ましいというところで、まだまだ具体的にはなっていないのでしょうか、あれは北海道でやっているのですか、食づくり名人でしたっけ、そういう登録制度みたいなものがありますね。食文化を継承していけるような方々の登録制度みたいなものがありますね。そういうものをつくって、そういう人たちが、それこそ三つ目のまちづくりセンターなどでの食育の現場に回って皆さんに啓蒙活動するという流れにもなるのかなと思って、ちょっと期待をしていたところです。

以上です。

○大西部会長 ありがとうございます。

そのほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○大西部会長 それでは、事務局の方でまとめてくださいました意見概要ですが、今後、

これにつきまして何かお気づきの点が出てまいりましたら、年度内に、3月末に事務局までご連絡いただければと思います。

それでは、最初のテーマはこれで終えたいと思います。

引き続きまして、きょうのメインテーマですが、検討報告書の素案につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。

ご意見をいただく前に、参考としまして、資料2について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（小山内調整担当係長） 調整担当係長の小山内です。よろしく願いいたします。

資料2-1と2-2を両方を見ながら、私の方からご説明させていただきたいと思います。

このたび、今までに計4回の会議がありまして、検討報告書の素案ということで、たたき台をお手元に配付させていただいたところがございます。委員の皆様方には、一度、事前にお送りしておりますので、目を通していただいたかもしれませんが、簡単に私の方からご説明させていただきたいと思います。

まず、検討報告書、資料2-1ですけれども目次というところから見ていただきたいと思います。

この報告書の構成ですが、まず初めに、本編と資料編ということで分けさせていただいております。

本編は、「はじめに」から始まりまして、3章立てにして、「おわりに」ということで締めさせていただいているところがございます。

資料編につきまして、こちらの検討報告書自体は、皆様方も所属しております「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」の本委員会が提出する形になっております。皆様方は、特に条例の意見についていただくための「専門部会」ということで検討していただいておりますので、委員会の名簿そのものも載せ、資料編には、委員会の委員名簿と専門部会の構成員名簿の二つの名簿をつけさせていただいて、この委員会の位置づけ、もしくは専門部会の位置づけが書いております設置要綱についても添付させていただいております。

さらに、四つ目としましては、今までどのように検討してきたか、どういう内容について検討してきたかということで、検討経過を1枚物にまとめさせていただいております。

続けまして、また本編に戻りますけれども、本編は、大きく分けて3章になっているのですが、第I章につきましては条例の制定のための背景、それから必要性について書かせていただいております。それから、II章は大きく条例の制定の基本的な考え方ということで、条例とはどんなものかということについての総論的な部分です。それから、第III章が、より具体的、各論的な話になっておりまして、新しい条例のすがたになります。過去4回にわたって皆様方からさまざまなご意見を先ほどの形でいただいておりますので、それを具体化して、こういった条項を入れたらいいのではないかと、こういう内容にしたらいの

ではないかということをご私どもの方でまとめて書かせていただいたものが第Ⅲ章です。

続きまして、資料2-2をごらんください。

今の構成の続きになりますけれども、第Ⅰ章につきましては、条例の制定に係る背景です。これは大きく分けて四つ書かせていただいております。社会情勢の変化、地方分権の推進、関係法令の整備、行政計画との関係ということで、簡単に触れますと、BSEの問題を契機に社会情勢もかなり変わってきています。また、皆様方も記憶にあると思いますけれども、中国の毒入りギョーザ事件ということがあって、今までなかなか表面化していなかった部分が、広域流通があるがゆえに出てくる問題等々もございます。そういったことを書いているものが社会情勢の変化でございます。

それから、地方分権の推進ということで、札幌市でも自治基本条例をつくっていますし、地域分権一括法などの法律ができて、地方分権が推進されておりますが、そういうことを踏まえて書いております。

それから、関係法令の整備ですが、こちら平成15年に食品衛生法が大改正されております。また、同じ時期に食品安全基本法が制定されておまして、食品関係の法律が変わってきているというところで書いております。

行政計画との関係につきましては、皆様方に所属していただいている委員会でもありますし、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンの中でも、他部局、他計画との関係、整合性などもありますので、そういったところについて書かせていただいているところでございます。

さらに、条例制定の必要性ですけれども、こちらにつきましては、必要性と理由を書かせていただいて、さらに条例をつくった後の意義を書かせていただいているところでございます。

報告書(案)の2ページが、今、私がお話しさせていただいているところです。条例制定の必要性等ということで、必要性と理由、それから意義ということで書かせていただいております。

続きまして、報告書(案)の3ページ目は、条例制定の基本的な考え方ということで書いてございます。

まず、制定に向けての方向性を書かせていただいております。我々は、今現在も食の安全・安心に関する施策を行っておりますけれども、法律のほか、条例、規則、要綱、要領などいろいろなものに基づいて行っています。こういったものの整合性を図って、より効果があるものを行っていかねばならないと思いますので、そのために条例を制定するのも効果的ではないかということで、制定に向けての方向性が書かれているところです。

二つ目としましては、食の安全・安心の確保と市民の思いということで、食の安全・安心については、この部会の中でもいろいろな意見が出ているところでございますが、定義を明確化した方がいいのではないかということで書かせていただいているところでございます。

また、(2)としましては、食の安全・安心は市民にとってはどういうものかということで、市民の共通の願いだということを書かせていただいているところでございます。

三つ目は、ソフト面での社会資本としての食の安全・安心ということで、食の安全・安心は、しっかり取り組むことによって、観光、食産業振興の面からも大変重要なものであるということを書かせていただいております。

3番目は、市民、事業者及び札幌市の役割と責務ということで、こういった観点も必要だということで書いてございます。

4番目は、札幌らしさと「食の安全と信頼」の確保ということで、札幌らしさの一つとして観光・食産業への寄与ということで、条例の中で考えていければいいと思っております。

それから、市民、事業者へのサポートということで、具体的な支援というところも明記したらどうかという方向性を書いているところです。

最後の5番目としましては、条例の実効性を高めるためにということで、前回の部会の中で議論していただいたところですが、実効性を高めるためにはどういったことが考えられるかということで、規制的な手法と誘導的な手法との両方を使ってやっていくのがよいのではないかというようなことを書いております。

最後に、新しい条例のすがたというところですが、こちらは大きく二つございまして、一つは、先ほども触れましたけれども、名称についてです。名称についても、皆さんから意見をいただいておりますので、6ページに書かせていただいております。

また、二つ目は、規定することが望ましいと考える事項等と主な内容ということで、(1)から(10)まで書かせていただいております。

この中で、少し補足が必要なのが、7ページの(8)の自主回収制度というところです。

今までお話しさせていただいた部分につきましては、前回以前の会議の中で皆様方がご発言されたことをベースに書かせていただいているものでございますが、この自主回収制度につきましては、きょう新たにご検討いただきたいところでございます。

と申しますのは、自主回収については、現在、要領を設けていまして、行政指導のもとでやっているものでございます。自主回収につきましては、他の自治体を見ても、条例に組み込んで、いわゆる事業者の方々に義務を課しているようなところがございます、本来的にも、条例に位置づけるのもよろしいのではないかと私どもの方では考えていたところでございます。

このたび、それを意見書の中に、条例の中に位置づけるかどうかということを含めて、ご意見をいただきたいと思っております。

自主回収についての内容は、担当の重永から、お話しさせていただきたいと思えます。

資料は、お手元にお配りしております「自主回収報告制度について」と書かれている参考資料をごらんになっていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（重永） それでは、私の方から、自主回収報告制度について、概要を説明させていただきます。

まず、そもそも自主回収とは何なのかということですが、資料に目を通していただきますと、「事業者が生産、製造、輸入、加工または販売した食品等について、法令に基づく回収命令等によらず、事業者がみずから食品衛生法違反の疑いがあることに気づき、自らの判断で回収を決定、実施すること」と書かせていただいております。

そもそも、食品衛生法の中では、こちらにも書かせていただいたように、法令に基づく回収命令というものがございます。これは、食品衛生法に違反したものへの処分ですね。資料を見ていただきたいのですが、例えば、食品の成分規格の違反であるとか、添加物の基準の違反をしたという場合に、食品衛生法では、回収命令等による対応をすることができることになっております。これは、法律の書き方としては、こういった措置をとることが「できる」という形で記載されているものです。それに基づいて回収をするということは、事業者への指示として強い形になりますので、必ず行わせることになるのですが、これについては、図で言うところの一番上の段になります。ただ、あくまでも、食品衛生法に基づく回収命令を、行政の方からやるというのは、食品衛生法の目的としまして、「食品衛生上の危害を除去するため」にやるわけですが、ただ、そうした危害のおそれがある場合には、事業者は、我々行政からの命令を受ける前に、そういった問題を自分で解消するという一義的な責任を持っているのです。それは、食品衛生法の第3条にも、食品事業者の責務として、「危害の発生を防止するために、危害の原因となった食品等の廃棄その他、必要な措置を的確かつ迅速に講ずるように努めなければならない」と書かれており、事業者の方には、当然ながらそういう責務があるわけですが、その自分の責務に応じて、命令を受けるまでもなく、事業者が自分で気づいた時点で危害などを解消するために行うものが、自主回収というものです。

例えば、行政で、流通している食品を抜き取って検査をするのですが、その結果、食品衛生法違反だったという場合があります。この場合、我々行政が確認して違反が確定したということなので、そういった場合は回収命令をかけるケースが多いのです。ただ、そういう行政的なものではなくて、事業者の方は、自分の会社でつくった食品について、自主的な検査というものをやっております。そういった自主検査をやっているなかで、違反食品が見つかった場合に、営業者の判断として、これは回収しなければいけないということで回収を決定することがございます。あるいは、食品衛生法違反に該当しないようなものであっても、例えば、容器包装に穴があいているなどの衛生上の不備により、食品自体の検査はまだしていなくても、微生物が増殖しているおそれがあると考えられるような場合です。あるいは、原因は不明だけれども、自社でつくっている食品が原因でどうやら健康被害が発生しているようだという場合です。まだ法違反かどうか確定していない場合であっても、やはり迅速に対応する必要があるということで、自主回収を行うわけです。

ただ、自主回収は、ことばどおり、自分で回収するということですので、実際のやり方

については、事業者ごとの考え方によってどういうふうに回収するか、あるいは、そのことをどうやって市民の皆さんに情報提供するかということについて、事業者の判断でバラつきがでてしまう部分がございます。事業者によっては、自分の会社のホームページで公表する、あるいは、新聞の社告に広告を出すという方法でやることもあります。また、ほかの場合は、店頭のポップ表示で告知するだけで済ませるとか、やり方はいろいろあるように思われます。そういうときに、事業者が自主回収をしているという情報を、市民の皆様様に速やかに、適切に、そして広く知っていただく必要があると考えられます。

そこで、事業者に対して、自主回収をした場合には、必ずそのことを保健所に報告してくださいということを義務づける制度が「自主回収報告制度」となります。

ここで少し補足しておきますと、あくまでも自主回収をした場合に報告してくださいということであって、何か見つけたら自主回収をなさйтеということではありません。それでは命令になってしまいますので、あくまでも自主回収をした際の「報告」の制度であるということが留意が必要です。

実際の報告制度の流れとしましては、図で見ていただきたいのですが、製造者などが自主回収を決定したときに、もちろん自社のホームページなどで市民の方への公表をしたりとか、出荷先への連絡はするわけなのですけれども、それと同時に、保健所の方にも報告をしていただきます。そして、保健所の方からも市民に公表したり、あるいは、製造者が適切な回収ができるように方法を指導したり、ほかの自治体にも流通があるのであれば、そういった情報を提供して、皆さんに知っていただくということとなります。

次のページの自主回収の報告対象というものは、現時点でも自主回収の報告は要領で定めさせていただいておまして、その内容を転記させていただいたものになっております。

(1) として、食品衛生法の規定に違反する食品については自主回収の対象となるということで、添加物の基準違反とか、食品の農薬残留基準違反とか、あるいは、表示の表示で賞味期限を本来より長く表示したとか、アレルギー表示が欠けているとか、健康に被害が生じるおそれがあるという場合には、自主回収報告をしてもらうという形になっております。

特に、添加物や規格基準については、食品衛生法違反であるということが発見された場合には回収命令を行うことができるのですけれども、食品の表示については、食品衛生法上は回収命令の規定がないこともありまして、こういうものについても、自主回収では報告してもらう形になっています。

そのほかのケースとして、(2) で言っているところとしましては、実際に健康被害が生じているというような状況で、まだ原因が分からないけれども、原因と疑われる食品についてや、その食品と同じロットの食品であるとか、同じロットではないけれども、同じ工場で作った食品とか、そういったものの回収というケースになります。

また(3) ですが、健康への悪影響を未然に防止するというところで、衛生管理の不備や、機械の不良による容器・包装の不良、回収の命令を受けた製品の同一ロット品というもの

が該当する形になっております。

以上でございます。

○事務局（小山内調整担当係長） 後ほど、こちらについてもご意見をいただきたいと思  
います。

また、先ほどの6ページ、新しい条例のすがたのところに戻っていただきたいと思  
います。

今、重永の方から説明がありましたのは、（8）の自主回収制度について話したもので  
ございます。

今まで皆さん方からご意見いただいた中で、ほかの（1）から（7）、それから（9）  
（10）というのは、例えば、（1）は食の安全・安心に対する考え方と施策の進め方  
です。これは、規制的手法だけではなくて市民と事業の皆さんと協働、連携して進めます  
というのが、ほかのところではなかなかないというか、新しく明記するという意味では新  
しい考え方です。

それから、（2）は、中・長期的ビジョンの策定ということで、今、前段階で策定して  
おります「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」を条例の中でしっかり位置づけてつく  
っていくということです。

それから、（3）は、今、皆様方に在籍していただいております、「さっぽろ食の安全・  
安心推進委員会」です。名称はどうなるかわかりませんが、そういったものを条例に位置  
づけて、外部機関としてしっかり設けるということです。

それから、（4）は、市民、事業者の皆様方と協働、連携する施策をしっかりやってい  
くということも明記した方がいいのではないかとということです。

それから、（5）は、人づくりの推進と学習機会の充実ということで、特に子どもたち  
に、食の安全に関する情報や体験、学習の場を積極的に提供するというを条例で明記  
したらいかがかということです。

また、（6）は、前回の会議で結構な時間をかけて皆様方からご意見いただいたところ  
ですが、危機管理体制の整備、それから緊急時の対処ということで、それぞれ明記した方  
がよろしいのではないかとということです。

公表については、個別具体的にはまだ深まっておりませんが、条例の規定に関して、悪  
質な事例があった場合に、公表についても検討する必要があるということです。

それから、（8）が自主回収です。

それから、（9）は、誘導的手法ということで、札幌市食品衛生管理認定制度について  
条例に明記して、事業者の意欲を高めてもらうというような手法を取り入れたらどうか  
ということです。

（10）につきましては、食の安全・安心に関する活動等に対する顕彰ということで、  
表彰を行ったりとか、市民自ら、食の安全・安心に個人やグループで活動しているところ  
に対して支援をしたり、協定を締結するというについて条例で位置づける必要につい

て検討してはいかがかというお話です。

今回新たにご提案した（８）以外は、皆さん方のお話を土台にして盛り込ませていただきました。簡単ではございますけれども、報告書の案の説明を一旦、終わらせていただきまして、記載漏れといたしますか、盛り込んでほしいところが漏れているとか、内容がちょっと違うのではないかという意見があれば、今後、いただければと思っています。

以上でございます。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

皆様方に、あらかじめ、資料として送付していただきました案と、きょう差しかえられています報告書の中身と、若干の違いがありますね。

○事務局（小山内調整担当係長） では、違いについて簡単にご説明させていただきます。

まず、報告書（案）の１ページ目につきましては、１の条例制定の背景の（２）の地方分権の推進というところで、こちらは平成２３年に地域主権一括法というものが公布されておりまして、その記載を追加しているところでございます。

それから、２ページの計画の関係の中で、５行目の「また」以下ですが、関連計画の基本的な方策等については、条例制定により体系的に整理され、その関係性や位置づけが明確になるということで、ここは追加をさせていただいております。

２番目の条例制定の必要性等の（１）条例制定の必要性和理由の上から６行目の「さらに、この条例を札幌市における食品保健分野のあらゆる条例や制度の基本となる」という部分は当初、「最高規範」という言い方をさせていただいておりましたが、余りにも大上段に構え過ぎているというご指摘がございまして、「中心的な規程」と言いかえてございます。

また、（２）の条例制定の意義につきましては、昨年１０月、議会で副市長が答弁しており、条例制定の意義というのはこんなことが考えられるということをお話ししておりまして、その答弁の内容を盛り込ませていただいたところでございます。

めくっていただきまして、３ページ目ですが……。

○大西部会長 一番上のところです。

○事務局（小山内調整担当係長） 用語の定義をしまして、『なお、本報告書においては、食の安全性を「食の安全」と言って、食品に対する市民の信頼を「食の安心」と言うこととし、「食の安全・安心」と総称する』ということわりをつけております。

４ページ目の３番に市民、事業者及び札幌市の役割と責務というところがございしますが、真ん中あたりで、条例を制定するにあたって、市民等の「等」は事業者も含めてですけれども、市民等は、市政の政策立案、実施評価等の際の重要なパートナーであるという言い方をしています。これは、重要なパートナーという言い方をしていなくて、市民そのものがやるのだという言い方をしていたので、そこを少し変えたところでございます。

５ページ目の条例の実効性を高めるためというところでございますが、二つ目の段落に、条例の実効性を確保するためにはということで、大きく分けて規制的手法と誘導的手法が

あると書いております。このたびの条例では、社会的制裁等を想定した規制的手法ということですが、これは、規制的手法にはいろいろな方法がありますので、このような形でくくっているところがございます。両方を使ってやっていく方が実効性があるのではないかとということで、書かせていただいているところです。

7ページ目に行きまして、(6) (7) (8)に関連するのですが、公表の話が前回の会議でも出ていました。緊急時といいますか、(6)の最後の段落の「また」のところですが、「あわせて、法令で想定されていない事態が起こった場合に、市長が、その責任のもと、市民の健康保護を最優先とした公表を行うことも規定に向けて検討する必要がある。」というところです。具体的に、そういった公表の仕方はいいのではないだろうかという意見がありましたので、そこについては具体的に記載させていただいております。

(7)の公表につきましては、緊急時の対処ということだけではなくて、条例の規定に関し、市の助言・指導・勧告に従わない悪質な事例に関する公表についても検討する必要があるということです。この公表については、具体的にどんなことかというのと、(8)の自主回収の関係で、報告をしてくださいと事業者の皆さん方をお願いするところがございます。お願いをされていて、それでも報告してくださらない場合については、当然、指導があつて、さらに勧告があるのですが、その勧告にも従わない状況になったときに、このような自主回収をしているのに、この事業者はそういったことを報告していないということで、公表という形が考えられると思っております。

事務局からは、以上でございます。

○大西部会長 ありがとうございます。

追加されたところ、修正されたところが若干ありましたけれども、以上のご説明を前提としまして、まず初めに、第I章、本部会の1回目で議論していただきました条例制定の部分です。この内容につきまして、ご意見をお願いしたいと思います。

第I章の条例制定の背景と必要性の記載内容について、ご意見をお願いいたします。

「てにをは」の類でも構いませんので、何かお気づきのことがあれば、どうぞご遠慮なくご発言いただきたいと思います。

○大宮委員 構成で気になったところが、2ページ目の2の条例制定の必要性等の(1)の2行目の「ある」の後に、「。」と括弧があるのです。この「。」は要らないと思うのですけれども、どうでしょうか。

また、3ページ目の2 食の安全・安心の確保と市民の思いの(2)も、2行目に同じようになっているので、「。」は要らないと思うのです。

○事務局(小山内調整担当係長) これらについては、ほかの部分もあわせて落とすようにしたいと思います。

○大西部会長 ありがとうございます。

それ以外にいかがでしょうか。

事前に私の方で拝見して、事務局と直接お話しさせていただいた機会がありましたが、

その中では、専ら形式的なお話に終始しておりまして、中身に立ち入って私の方から何か発言したということはありませんので、どうぞご遠慮なくご発言いただきたいと思います。  
よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○大西部会長 それでは、確認ですけれども、条例の制定につきまして、制定が必要だということは、この部会の委員の皆様、全員一致というふうに理解しております。

ただいまのご意見も参考にいたしまして、検討報告書に、全員が必要だということを確認しているということに記載する方向で進めさせていただきたいと思います。

次に、第Ⅱ章の条例制定の基本的な考え方です。

この部会の第1回目より、皆様からは、条例制定の方向性、市民、事業者の考えなどについて活発なご議論、ご意見を賜ることができました。

これまでの議論を踏まえ、また、この場で報告書の中に盛り込むべきだとお考えになります条例制定の基本的な考え方、項目、内容について、さらにご意見を伺いたいと思います。ご自由をお願いいたします。

藤原委員、いかがですか。

○藤原委員 特にありません。

○大西部会長 田中委員、いかがですか。

○田中委員 私も特にございません。

○大西部会長 ありがとうございます。

先ほど、小山内係長の方から若干修正があったということは、ご報告、ご説明がありました。ただ、私として気になるのは5ページの5番目で、先ほどご説明の中で触れられていましたが、下から4行目のところです。「社会的制裁等を想定した規制的手法」、これは一体何だということは多少気になるところです。小山内係長の方から、もし、この「社会的制裁等」についてご説明があれば。

○事務局(小山内調整担当係長) 私どもとしては、皆様方のご意見を4回にわたって聞いてきた中で、前回、規制的手法ということで例示させていただきまして、こういったものもあるということでお話ししたところがございます。その中で、一部、罰則を設けたらどうかというお話もあったかと思いますが、私どもが聞いていて考えたなかで言いますと、例えば、罰金を科すとか、罰則を設けるようなことよりは、先ほど少しお話ししました公表に必要な情報、健康被害が及ぶような場合に市長の責任のもとで事業者の名称を公表するということが、規制的和といいますか、抑止的な部分で、社会的制裁ということをご想定した方法ではないか、皆さん方がイメージされているのはそういうものかなということで、「社会的制裁等を想定した規制的手法」という言い回しになっております。

ただ、大西部会長のようなご専門の方からすれば、適切ではない書き方なのかもしれませんので、そこについては、文言の修正をした方がいいと思っています。

○大西部会長 大変なご苦勞をされているわけですから、その辺を酌んで、この表現を皆

様方なりに受けとめていただきたいと思います。

○行方委員 第Ⅱ章のことに關してですけれども、4ページの市民、事業者へのサポートということで、一番最後に、今までの意見の中であったことですのでけれども、市内87カ所のまちづくりセンターの機能を有効に生かすということで、これはとてもいいことだと思うのです。ただ、まちづくりセンターは、現在、市の直轄ではないですね。

○事務局（小山内調整担当係長） 一部です。

○行方委員 私どもも、近くにまちづくりセンターがあるのですけれども、まちづくりセンターは何をしているのか、ちょっとよくわからないのです。札幌市の方針として、市民自治のような、地域密着型のような感じでまちづくりセンターを活用していこうという形でやっているのだと思うのですが、いまいち、つかめないところがあるので、今後はそういったところの宣伝というか、広報も大切なのかなと思いました。

もう一つ、5ページの「安心の創出と情報」の中の下から3行目に、「社会状況に鑑み、アレルギーの健康被害状況など今まで特化して調査をしていない統計項目等についても適時見直し」とあります。私は、委員会の中でアレルギーの話をさせていただいたのですが、これについてはとてもいいことだと思うのです。今は、昔と違ってアレルギーの子どもたちが非常に多くなっていて、私どもの協会でもアレルギー専門のお医者さんをお迎えしてアレルギー講座をしましたところ、お子さま連れの子育て世代の人たちとか、孫がアレルギーを持っているということで、幅広い年代の方が参加してくださって、非常に盛況だったのです。今はいろいろなアレルギーの子が本当に多いのだなということを実感しましたので、調査をするということになると、予算の面でも大変かと思えますけれども、ぜひ、これはしていただけたらいいなと思いました。

以上です。

○大西部会長 ありがとうございます。

まちセンの方について、何かつけ加えることはありますか。

○事務局（小山内調整担当係長） 今、行方委員がおっしゃっていたように、まちづくりセンターそのものについての広報は、当然、札幌市全体としてこれからもやっていかなければならないことですので、他部局と連携しながら、広報をもっとしてくださいということも含めて言っておきたいと思えます。

それとは別に、まちづくりセンターは、私どもとしましては、身近に、地域に根差しているというような考え方を持っています。実は、我々も、今、保健センターは全部で10カ所しかないわけですが、まちづくりセンターは87カ所もありますので、そういったところで食の安全に關すること、もしくは食育などを広めていければいいなと思っておりました。部会の中でも、行方委員もおっしゃっていましたように、ご発言がありましたので、そういった意味でこれを盛らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

そのほか、何かご発言はありますでしょうか。

大金委員、いかがですか。

○大金委員 一言だけいいですか。

5ページの5番目の大西部会長が先ほど言われた話ですけれども、どうなのでしょう。この「社会的制裁等を想定した」という表現は、条例を考えるベースとして、何か、さらし者にするためみたいなものですからね。

あくまでも、規制的手法のねらいは、これ以上、不安や安全ではないものが広がることを抑えたいというのが趣旨ですね。そのための規制ですね。誘導的な手法は、それが自主的になるように進めることですよ。ただ、制裁というと、目的とずれるというか、少し強くなり過ぎませんか。

○事務局（小山内調整担当係長） そうですね。実は、ここの文言については非常に苦慮しておりまして、今までの会議の中でもありましたが、規制的手法で最もわかりやすいのは罰則なのです。ただ、「罰則などの規制的手法」と書くと、そういうことが前面に出てしまいます。我々としては、苦慮した結果、そういう文言を使ったところですが、今、大金委員からもありましたように、ここについては、もう少し整理させていただいて、考えて、皆さん方に諮った上で、書きぶりを検討したいと思います。今、こういうふうに書いてくれということがあれば、ご意見をいただければと思います。もしあれば、私どもの方に寄せていただければと思います。

以上でございます。

○大西部会長 私から振った結果なのですが、事務局も非常にご苦労されているわけです。罰則という表現を使うと、規制的手法の具体的なイメージが直ちにだれにでもわかるということですが、罰則を入れる、入れないについては、賛否、ご意見がありましたので、その辺を何とか表現する方法はないかということで、こういう文言になったということです。

私の方としては、とりあえず、他に適切な表現は見当たりませんので、この言葉にかえられるかどうか、全くお約束できないのですけれども、その点をお含み置きの上、事務局の方で引き取らせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、第Ⅲ章の新しい条例のすがたに移りたいと思います。

ここでは、より個別的、具体的に、これまで皆様方からちょうだいしましたご意見を反映して、条例に規定することが望ましいと考えられます事項を記載しております。

それでは、ご自由にご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

第Ⅲ章は、本日、自主回収制度が初めて触れられたということで、なかなか理解しづらいということがあるかもしれませんね。

重永さんには、せっかく参考資料をおつくりいただいたのですが、かなり専門的な話や、細かい技術的な話も多数入っておりまして、1回伺っただけではなかなか理解しにくいと

思いますので、ご疑問などありましたら、どうぞご遠慮なくご発言いただきたいと思います。

では、私から確認ですが、自主回収の資料の中に条例という言葉がありますが、この条例というのは何条例になるのでしょうか。

○事務局（重永） 申し添えが遅れましたが、この資料につきましては、他都市の既に自主回収報告制度を設けている条例の解説というか、パンフレットから引っ張ってきた資料です。ここでは、例えば条例に基づくというふうに書いていたり、規則で規定と書いてあるのですけれども、必ずしもこういうつくりになるかどうかは別の話でして、イメージとしてこういうようなくくりになるということとしてとらえていただければと思っております。

○大西部会長 わかりました。

とりあえず、私からの質問はそれです。

ほかにいかがでしょうか。

事業者の方が一番お詳しいかと思うのですが、きょうの事務局からの説明に関して、もっとうろこうの方がわかりやすいのではないかと、具体的にはこういうことかという形で情報提供などをいただければまことに幸いなのですが、田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員 大変よくまとまっているので、これにつけ加えろとか、今のところはありませぬ。

○大宮委員 こういう条例という形の場合は仕方がないのかもしれないのですけれども、この新しい条例のすがたという第Ⅲ章の資料を2の（1）から（10）まで読ませていただいたのですけれども、消費者の立場からすると、消費者参加型という部分がすごく少ないというか、どこか人ごとのような感じがあって、消費者がみずから積極的に食の安全・安心に取り組むことを啓発するようなものも必要ではないかという気がどうしてもするのです。具体的にはまだ何もないのですけれども、イメージ的にもう一つプッシュが欲しいかなという感じがします。いかがでしょうか。

○大西部会長 どうもありがとうございます。

消費者、市民サイドについての文言配慮がもう少し欲しいというご意見でした。

（4）と（5）あたりですね。

○大宮委員 どうしても受け身になってしまっている気がして、消費者が自分で参加しようという気持ちになるような条例になったらいいなと思うのです。

○大西部会長 事務局の方で何かございますか。

○事務局（小山内調整担当係長） 今、大宮委員が言われた（4）と（5）、それから、（10）も市民の方々が自主的に活動されていることに対して、表彰とか、別な方法もありますけれども、顕彰していくということを書いているところでございます。

今言った部分について、参考にしていきたいと思っておりますとともに、条例の条項で盛り込むことだけではなくて、条例よりもさらに具体的な事業などで市民の方にもっと参加し

ていただくような仕組みをさらに検討していくことが考えられると思っております。

また、条例については、今言ったことの繰り返しになりますが、市民の参加をもう少し促せるような書きぶりを検討したいと思います。

○大宮委員 難しい宿題ばかり出して済みません。

○大金委員 大宮委員のご指摘は、先ほどの第Ⅰ章、第Ⅱ章の方にある「市民の役割」の方で、第Ⅲ章はどちらかというと、規制だけ特記したわけですね。そうでもないのですか。規制の中で、そういう部分を盛り込もうということではないのですか。

○大西部会長 第Ⅲ章は、どちらかというといろいろなことを述べているわけで、目的を実現するための手段、規制的手法、誘導的手法がありますが、それ以外に組織もあります。行政、事業者、市民という登場人物についても第Ⅲ章で触れられているわけです。

○大金委員 考え方だけではなくて、具体的に市民がもうちょっと動いてくれと、少し啓蒙するような意味合いということですか。

○大西部会長 そうです。

○大宮委員 自分たちのための条例ということが市民に伝わるようなものになったらいいなと思うのです。

○大西部会長 私は、法律を研究しているわけですが、そこが一番厄介なところなのです。

この委員会の中で、私は一度だけ発言させていただきましたけれども、都市計画で用途地域の指定があります。皆様方もひょっとするとそうかもしれませんが、ご自分がお住まいの地域がどういう用途に指定されているか、普通の方は知らないのです。5年に1回くらいの割合で用途地域の指定替えがなされてきて、ここ10年、15年ぐらい前の間、札幌市も大きく見直しがされていますが、建築規制が緩むと、環境とか、景観とか、生活環境に重点を置いていらっしゃる住民の皆さんは、私たちが知らないところで勝手に都市計画を変更して何だというふうに怒られるのです。札幌市は、それなりに3年とか時間をかけて、説明会もそれなりに開いて、情報も提供されているのですけれども、なかなか伝わらないのです。市民の皆さんにその問題意識を持っていただいて、こういう行政活動、まちづくり、計画づくりに積極的に参加していただくという事業は大変なのです。

○大宮委員 私の言っていることは、理想論ですね。

○大西部会長 しかし、非常に重要なことで、行政が議会とか市長の選挙だけで正当性をもらうだけではなくて、日々の行政活動の場面で市民から積極的に支持してもらうということは非常に重要なことだと思いますので、ぜひ、市民、消費者の皆さんの参加が求められています。ですから、この食の安全・安心の場面で何かいいアイデアがあれば、ぜひ積極的、具体的にお示しいただければと思います。

行方委員、いかがですか。

○行方委員 今の委員の事についてですね。とても難しく、わかりません。

○大宮委員 何とか知恵を出していただきたいです。

○大西部会長 これもまた宿題として、可能な限りで努力させていただきたいと思います。

第Ⅲ章につきまして、ほかにかがですか。

行方委員、何かご発言がございますか。

○行方委員 1点、最初の方に戻ってもよろしいですか。

○大西部会長 どうぞ。

○行方委員 第Ⅰ章の福島第一原発の事故に伴うというところですが、ジャーナリスティックに言えば、ここに東京電力という文言を入れるのが通常らしいのです。新聞の記事を見ると、福島第一原発の前に大体は東京電力が入っていたと思います。一般的にはわかるのですけれども、私どもでちょっと指摘されたことがあったのです。

○事務局（小山内調整担当係長） 参考になります。ありがとうございます。

○藤原委員 電力会社によって違いますからね。

○大西部会長 恐らく、行政としての一般的なルールをお持ちだと思います。つまり、特定企業名をこういうものに入れてしまっていていいかどうか、そういう一般的な慣行みたいなものがひょっとするとあるかもしれませんので、その辺ともすり合わせをした上で、事務局でご検討いただきたいと思います。

それ以外にかがでしょうか。

○大宮委員 一言だけいいですか。

今さらなのですけれども、この食の安全・安心の新しい条例が札幌でできたとなったときに、タイムリーな話をする、多分、今の消費者は、放射性物質に汚染された食品から私たちを守ってくれるための条例かなと一番最初に思う人も少なくないと思うのです。今、多分、消費者はそこが一番ナイーブになっているし、札幌の消費者もそうになっていると思うのです。これは中・長期的なものなので、具体的なものは特にはないようですが、仕方ないのでしょうか。

消費者は、多分、それを期待します。放射性物質に汚染された食品から自分たちの健康をどう守るかというようなことを検討してくれたのかなと思うのではないかという気がするのですけれども、特にそういうことはやっていなかったような気がします。これは、もう仕方がないのでしょうか。

○大西部会長 放射能について、いかがですか。

○事務局（小山内調整担当係長） 過去4回の中でも、若干、皆様方がご発言されているところだと思います。今、大宮委員からもありましたとおり、その部分については、条例ですので、ホットな部分はもちろんあるのですけれども、今の話題に対してどう対策をするかということよりも、危機管理等々を軸として、もっと基本的なベースのところ、食の安全を守る部分の条例制定という方向で、今まで議論してきました。一つ一つの対策、対応については、我々も個別具体的に、例えば検査をやったり、ホームページの情報を更新したりといったことは対応してきているところです。今回の部分について、委員から、ぜひそういったことは入れた方がいいというご意見であれば、それは考えなければならな

いと思うのですけれども、過去4回の話で言うと、そういうところは個別具体的に対応してくださいというところであって、条例は条例としてというか、そういうとらえをしていたところでした。

いかがでしょうか。

○藤原委員 私の意見ですが、今回の放射能関係については、あくまでも緊急時ということで、私の認識としては、以前から意見を出しておりましたが、(6)が通常の条例において妥当かなという認識を持っております。

よしんば、もし、この中に何か新しく文言を加えるということはあっても別に構わないと思いますが、基本的には、平常時ではないので、そういう意味では、現行の放射能については危機管理というか、そのような対応をしてもいいのではないかと思います。

それから、今回、第Ⅲ章の新しい条例のすがたの中で、私としては、従来、いろいろなところで条例など何か市民向けにやったとしても対応できていないのが、(4)の市民、事業者の連携ですね。この辺のところできていないと思いますので、きっちりとリスクコミュニケーションの視点を持ってやっていただきたいということと、(6)の危機管理体制が連動することになりますので、これで十分対処できるのではないかと思います。この部分をむしろ条例の中でどう表現にするかということで、市民という目線が条例の中に反映されるのかなと思います。表現がなかなか難しいと思うのですが、そのような認識を持っております。

もう一つ、第三者の部分では、(3)の安全・安心推進委員会を条例の中に入れるかどうかということがあろうかと思うのですけれども、客観的に見て、ここに市民のいろいろな意見が入ってくるような、そういう組織というか、機構というか、仕組みをあえてしいた方が、大宮委員のおっしゃるところがここに加わってくると思います。単独でこの条例の中に一つ一つ入れたとしても、広がり過ぎて、すごい条例になってしまいますので、いかがなものかと思います。

それから、自主回収制度のことについて確認でしたが、自主回収の場合は、先ほどの資料の形になると理解してよろしいのですか。

○事務局(重永) 枠組みとしては、このような形でやっていくことが多いと思います。実際に回収の対象となるものを規則で定めるか、条例そのものに入れてしまうか、細かい部分での違いはありますけれども、制度の大枠としては、こういうようなものを報告してもらおうということになってくると思います。

○藤原委員 承知しました。

そうしますと、先ほどの罰則云々、社会的制裁云々について、話はまた変わるのですが、そうなりますと、これは(7)の公表が相当ということになるのですね。

○事務局(小山内調整担当係長) 一つの考え方としては、公表ということが第1回目からずっとあったと思います。そういう意味では、意見を踏まえて、かつ、我々の方で考えた中では、実効性がある、社会的制裁という言い方はきついかもしれませんが、消費者も

知りたい情報であるし、事業者にとっても、難しいところではありますけれども、公表というものは、一つ、条例の中で大事なものかなと認識しているところです。それを、この報告書の中に記載させていただいているということでございます。

○藤原委員 わかりました。

そうしますと、通常、行政の立場からすると、事業者については行政指導ということにはなりますが、公表も行政指導の中の一つというところらえ方ですか。

○事務局（小山内調整担当係長） 具体的な条項の起こし方といいますか、条文の起こし方については、これからしなければならないことなので、この報告書の中に入れるやり方として一つ考えられるのは、公表かなと考えております。

今回、部会としては、ここで一度終了という形になるうかと思っておりますけれども、皆様方にもう御連絡させていただいていると思っておりますが、来月は本委員会も予定しております。その中で、きょうご発言いただいた部分を我々の方で、大西部会長ともすり合わせをさせていただいて、この素案の修正版を出させていただきたいと思っておりますので、そこでまたご意見をいただければと思っているところでございます。

○藤原委員 承知しました。ありがとうございます。

○大西部会長 今、藤原委員が指摘された公表の部分は、問題のある点ですが、ちょっと技術的な話なので、こちらの方で引き取らせていただきたいと思います。

最終回ですが、それにもかかわらず、非常に多くのご意見を伺うことができたと思えます。事務局におかれては、本日出されましたさまざまなご意見をもとに、報告書の素案の修正を行っていただきたいと思います。今、小山内係長からご説明がありましたように、案の案といいますか、バージョンアップされたものがやがて皆様のお手元に配付されるということです。

それでは、第Ⅲ章はよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大西部会長 それでは、最後に、その他の議題ですが、皆様方から何かご提案、ご発言はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○大西部会長 ないようでしたら、これをもちまして、本日の議事はすべて終了ということです。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

### 3. あいさつ

○事務局（宮原食の安全推進課長） 大西部会長、どうもありがとうございました。

最後に、閉会にあたりまして、食の安全担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○木田食の安全担当部長 木田でございます。

昨年7月にこの部会が発足して以来、今回を含めまして、5回の会議を開催いたしました。大変ご多忙の中をご出席いただいた皆様に、改めてお礼を申し上げたいと思います。

今もお話にありましたように、条例の必要性から札幌らしさ、そして、きょうは市民参加といった多方面にわたってご検討いただきまして、大変ありがとうございました。毎回、充実したご意見をいただきまして、皆さんが非常に熱意を持って取り組んでいただいたということで、感謝にたえない思いでございます。

また、大西部会長におかれましては、会議を円滑に進行していただき、法制度についてもかなり専門的な見地からご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。今回の意見を取りまとめることができましたのも、大西部会長のおかげというふうに考えおります。大変ありがとうございました。

今後、本委員会でございます「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」で議論をした後、市長に検討結果の報告書ということでご提案をいただくこととなります。市としては、新しい条例の制定に当たりまして、皆様の意見を十分に反映させていきたいと考えております。

条例検討部会は、今回をもって最後でございますけれども、9カ月の間、ご尽力いただいた皆様に改めてお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 改めまして、委員の皆様、これまで全5回にわたりましたの検討を、まことにありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、先ほど小山内からお話がございましたとおり、本日の部会でいただきました意見を踏まえて修正を行いまして、時間の関係もございまして、後日、文書で大西部会長の了解をとりたいと考えております。その後、今、日程調整をしておりますけれども、4月中旬に本委員会であるさっぽろ食の安全・安心推進委員会を開催させていただきます。その中でこの部会で作成いたしました報告書案の議論をしていただきまして、委員会の方で了承していただいた後、市長への報告書の提出を考えております。

#### 4. 閉 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

以 上